

# 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会

## 第2回委員会 議事要旨

### 1 日 時

令和5年8月31日（木曜日）10時00分～12時00分

### 2 場 所

都庁第一本庁舎 33階北側 特別会議室N1

### 3 次 第

(開会)

#### 1 議事

(1) 意見表明に係る環境整備検討ワーキンググループ 審議状況の報告

(2) 意見表明等支援員検討ワーキンググループ 審議状況の報告

(3) 意見交換

#### 2 今後の予定等

(閉会)

### 4 出席委員

磯谷委員長、藤岡副委員長、川瀬委員、能登委員、人見委員

### 5 配付資料

<意見表明に係る環境整備検討ワーキンググループ>

資料1 1 児童養護施設の第三者委員及び意見箱の運用底上げ

資料2 2 児童福祉審議会の体制①（子供本人からの申立て）

資料3 2 児童福祉審議会の体制②（子供本人からの申立て）

資料4 3 子供本人からの申立ての対象について

<意見表明等支援員検討ワーキンググループ>

資料5 ①②③④ 1 意見表明等支援員の導入

資料6 2 児童福祉審議会申立時の意見表明等支援員利用

参考資料1 意見表明等支援員の導入イメージ

<共通>

資料7 令和6年度 東京都の意見表明等支援に係る取組（予定）

参考資料2 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会設置要綱

## 6 議事要旨

【議事（１）意見表明に係る環境整備検討ワーキンググループ 審議状況の報告】  
資料１～４について事務局から説明

【議事（２）意見表明等支援員検討ワーキンググループ 審議状況の報告】  
資料５～６、参考資料１について事務局から説明

### 【議事（３）意見交換】

以下のとおり意見があったほか、各ワーキンググループでの検討内容について、  
検討委員会として了承

#### ○児童養護施設の第三者委員及び意見箱の運用底上げについて

- ・ヒアリングの実施内容及び令和６年度の好事例集作成について了承
- ・意見箱について、開封を職員ではなく、意見表明等支援員が対応しているものなどの運用例について、委員から紹介があった。

#### ○児童福祉審議会の体制（子供本人からの申立て）について

- ・子供によっては、児童福祉審議会委員に直接伝えたいという意向を持つ場合もあり得るため、子供が希望する場合は、専門員だけではなく、児童福祉審議会委員が意見聴取を出来る制度設計がよいのではないか。
- ・審議をした事実をしっかりと子供に伝える上では、子供と顔なじみである専門員・調査員に加えて、審議の様子や結論のプロセスを知っている児童福祉審議会委員が同席し、審議結果を伝える形が理想的ではないか。

#### ○子供本人からの申立ての対象について

- ・措置されなかった子供、措置解除された子供からの申立ては、「概ね」や「原則」とした上での６か月以内でいいのではないか。
- ・里親への周知に当たっては、子供にとっても里親にとっても必要な制度であることが伝わるよう、検討して欲しい。

○その他意見表明に係る環境整備について

- ・子供の権利を守る環境整備に当たっては、支援者や養育者の負担増を懸念されることがある。しかし、子供の声を出発点とすることにより、子供と大人の不適応を減らし、良いケアが何か考えることができるのではないかと。
- ・子供の権利を守ることを考える際には、子供の支援に携わる専門職や養育者の支援を考えることも必要。

○意見表明等支援員が事前に把握しておく情報について

- ・意見表明等支援員がどの程度、子供の情報を把握して面接するか、という点については、実際の運用を詰めていく必要がある。
- ・意見表明等支援員が、ケースワークに関する意見表明等支援を担うことを考えると、年齢が低い子供たちの意見形成では、情報が全くないと難しさを感じると思う。
- ・子供が分からないことに対して、子供と同じ目線に立つなど、先回りするのではなく「共に」あることが意見表明等支援員の肝。事前に情報を持つことで、専門職の立場に寄ってしまい、子供と同じ目線に立てなくなるため、注意が必要。

○令和6年度 東京都の意見表明等支援に係る取組（予定）について

事務局から説明の上、大枠について了承